

建環第 2214 号
令和 5 年 12 月 15 日

関係各部(局) 各位

都 市 整 備 部
住宅建築局 建築環境課長

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン<令和 5 年 5 月改訂版>の
送付について

平素より、福祉のまちづくりの推進にご協力をいただきお礼申し上げます。

大阪府では、すべての人が自由に安心してまちに出かけることができる「福祉のまちづくり」を実現するため、「大阪府福祉のまちづくり条例」を制定し、建築物等のバリアフリー化に取り組んでおります。

さて、令和 5 年 5 月に改訂いたしました『大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン』について、冊子を発行いたしましたので、窓口での協議の際にご活用いただくとともに、設計者や事業者への周知にご協力賜りますようお願いいたします。

また、貴部局が所管する公共施設について新築や建替え、大規模改修等を行う際にも、本ガイドラインを参照いただくとともに、以下の点や、別紙『福祉のまちづくり行政の推進に向けて』についても、ご留意いただきますようお願いいたします。

○積極的な当事者参画について

役所・市民会館等の大規模な公共施設を計画、設計する際には、その施設の利用者を幅広く想定し、多様なニーズをあらかじめ把握して計画することが重要です。

公共施設の計画にあたっては、ガイドラインを踏まえて設計することに加え、必要に応じて利用者、高齢者、障がい者等の意見を十分に聞き、設計への参画を求め、全ての人に使いやすい施設の実現に向けての検討が求められています。

【大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン】

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/guideline.html



【お問い合わせ先】

大阪府 都市整備部 住宅建築局
建築環境課 住環境推進グループ
亀元・秀坂・松本・田口

TEL : 06-6210-9717(内線 4331) FAX : 06-6210-9714

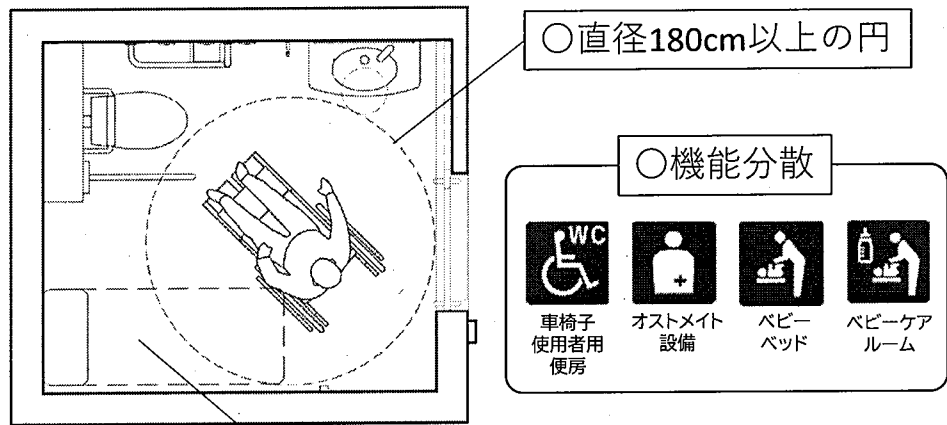
福祉のまちづくり行政の推進に向けたお願い

○大阪府では、全ての人が自由に安心してまちに出かけることができる「福祉のまちづくり」を実現するため、「大阪府福祉のまちづくり条例」を制定し、建築物等のバリアフリー化に取り組んでおります。

○以下の内容は、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」に挙げている項目の中でも市役所等の公共施設において特にご留意いただく必要のある項目ですので、公共施設の整備や改修を行う際には積極的に整備をご検討ください。

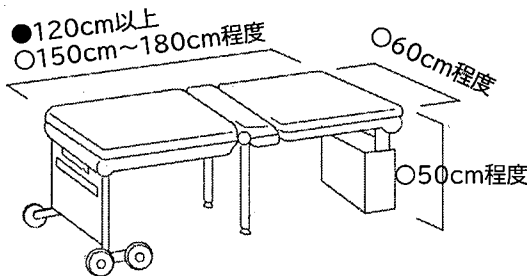
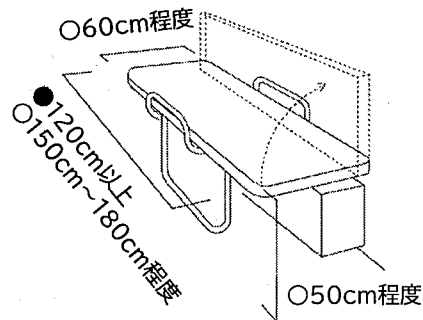
【便所】

- 電動車椅子の普及や、多機能化による車両の大型化に伴い、便所の必要寸法が大きくなる傾向にあります。
- 介護ベッドを必要とする方の外出が増えており、便所に大人用ベッドの設置が望まれています。(1万㎡超の特別特定建築物は設置義務があります)
- 多機能便所は、利用者が集中するため、複数の便所でそれぞれの機能を確保する「機能分散」を図りましょう。
- これらの情報を必要とする方へ届けるため、HP等で積極的に発信しましょう。



●○大人用介護ベッドの設置

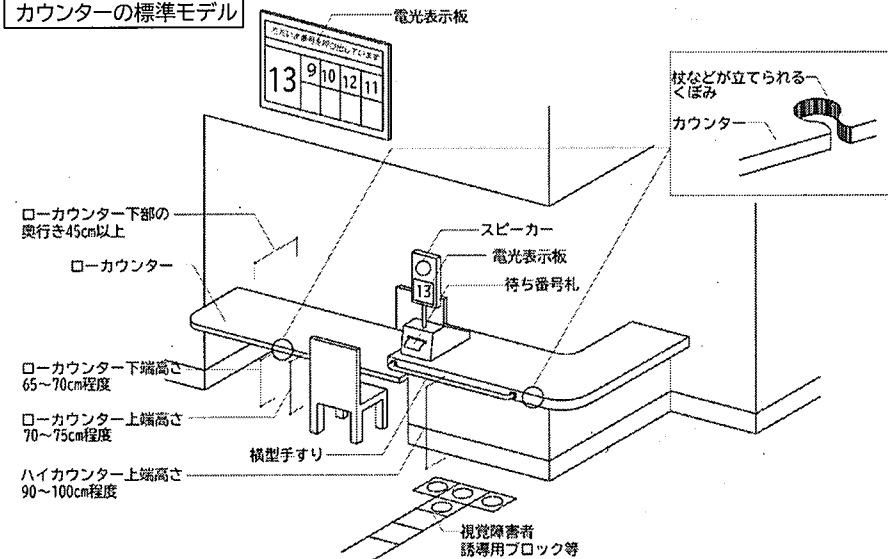
●: 条例の基準
○: 望ましい整備



【カウンター】

- 市役所や図書館の窓口等では、車椅子利用者をはじめ、高齢者、障がい者等が利用できるサービスローカウンターを設けましょう。
- 呼び出しをするカウンターには、音声によるほか、聴覚障がい者への配慮として文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイ装置等を備えましょう。

カウンターの標準モデル



【カームダウン・クールダウンスペースの確保】

- 人混みや音、光等環境の状況によってパニックを起こした時に気持ちを落ち着かせるスペースとして、個室や簡易な仕切りを用意しましょう。

